

安全確実な医療的ケアを実施するために
～県立特別支援学校における医療的ケアについて～



特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な子供たちが、安全安心な学校生活を送ることができるよう、保護者や医療機関、関係機関、学校が連携・協力しながら体制づくりに努めていきましょう。

令和4年3月

特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会
(鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室)

学校において医療的ケアを実施する意義

医療的ケアを必要とする子供は、学校で医療的ケアを受けることにより、健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に参加することができるようになります。

【医療的ケアを実施することで考えられる教育的効果の例】

- 生活リズムの形成
- コミュニケーションの広がり
- 自己の健康状態の理解促進
(自己肯定感・自尊感情の向上)

県立特別支援学校における医療的ケアとは

県立特別支援学校における「医療的ケア」とは、医師の指示・指導の下、経管栄養及びたんの吸引など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことで、治療行為として医療機関で実施する医行為とは区別されています。

医師が不在の学校においても子供たちが安心して学ぶことができるように主治医の指示書を基に行っています。



医療的ケアの内容

学校で実施する医療的ケアの内容については、子供さんの状態に照らして、その安全性を考慮しながら、各学校が、対応の可否を慎重に検討しています。

<主な医療的ケアの内容例>

経管栄養(経鼻・胃ろう・腸ろう)	導尿
喀痰吸引(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内)	ネブライザー等による薬液の吸入
胃ろう部・腸ろう部の衛生管理	内服薬注入
気管切開部の衛生管理	水分補給

医療的ケアを実施するにあたって

- 医療的ケアを安全に実施するためには、家庭と学校が、子供さんの「普段の状態」を把握・理解することが大切です。
- 入学後しばらくの間は、健康状態の把握の仕方や必要な医療的ケアの内容等について一緒に確認する必要があることから、保護者に付添いを依頼しますので、御協力をお願いします。
- 医療的ケア開始後に、子供さんの健康状態や学校の教育活動の内容などで、学校での対応が難しい状況の際は、迎えや付添いをお願いすることがあります。

医師がいない学校において、安全確実な医療的ケアが実施できるよう保護者の御理解と御協力をお願いします。

医療的ケアが実施されるまで(新入学生の例)

入学まで

就学前の相談

御家庭や児童発達支援事業所等で行ってきた医療的ケアの概要を伺います。

< 保護者 >

- 学校見学会, 体験入学に参加
- 入学説明会に参加



< 学校 >

- 保護者からの情報収集
- 関係機関等からの情報収集



入 学

制度の説明

実施申請の手続きや学校で実施できる医療的ケアの内容などの説明を行います。

準備と手続

子供さんが学校生活に慣れ, 健康状態が安定して登校ができるようになったことの確認や医療的ケアの実施に向けた手続を行います。

- 医療的ケア指示書作成の依頼 (主治医へ)
- 「実施申請書」を提出 (主治医の指示書を添えて学校へ)
- 主治医研修の協力 (実施に関する内容や範囲, 緊急時の対応などの確認)
- 「承諾書」を提出(学校へ)
- 学校と共通理解 (健康状態や医療的ケアの回数, 緊急時の連携方法など)

- 主治医からの指示書を基に, 校内委員会等での協議 → 医療的ケアの内容決定
- 主治医研修の実施 (健康上の留意点, 実施に関する内容や範囲, 緊急時の対応など研修を実施)
- 保護者への通知
- 保護者との共通理解 (健康状態や医療的ケアの回数, 緊急時の連携方法など)

医療的ケアの開始に向けた準備

医療的ケアの開始

日々の連携

学校と保護者が連携して, 子供さんの日々の健康状態を把握しながら医療的ケアを実施します。必要に応じて, 子供さんに関わる関係機関とも連携を図ります。

- 家庭での様子や実施した医療的ケアの内容など, 前日の下校時から当日の登校前までの様子を学校に引き継ぐ (登校時や連絡帳等)
- 学校で実施した医療的ケアの記録を確認(下校時や連絡帳等)

- 保護者から家庭や登校前の様子等を引き継ぐ(登校時や連絡帳等)
- 学校での様子や実施した医療的ケアの内容について保護者に報告 (下校時や連絡帳等)

家庭・主治医・学校との連携

年度初めや必要に応じて医療的ケアの内容等について, 学校と保護者間で確認を行います。

関係者の主な役割

学校で安全確実に医療的ケアを実施するためには、保護者や医療関係者等との連携・協力が不可欠です。各関係者には、以下のような役割をお願いしています。

【保護者】

- ① 学校における医療的ケア実施体制への理解
- ② 医療的ケアの必要な子供の健康状態を学校へ報告
- ③ 学校との連携・協力
- ④ 緊急時の連絡手段の確保
- ⑤ 定期的な医療機関の受診(主治医から適切な指示を仰ぐ)
- ⑥ 医療的ケアに必要な医療器具等の準備
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 学校と主治医との連携体制の構築への協力 など



【主治医】

- ① 本人や学校の状況を踏まえた指示書の作成
- ② 緊急時に係る指導・助言
- ③ 看護師等や認定特定行為業務従事者である教員への指導・助言
- ④ 学校への情報提供
- ⑤ 保護者への説明 など



【看護師】

- ① 医療的ケアの必要な子供のアセスメント及び指示書に基づく個別マニュアルの作成
- ② 医療的ケアの必要な子供の健康管理
- ③ 医療的ケアの実施(主治医研修後)
- ④ 教員等, 保護者との情報共有, 連携・協働, 相談対応
- ⑤ 教員等への指導・助言
- ⑥ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ⑦ 必要な医療器具・備品等の管理
- ⑧ ヒヤリ・ハット等の事例の報告及び蓄積, 再発防止策の注意喚起
- ⑨ 緊急時の対応 など



お問合せ先

鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL099-286-5296